

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）及び道路交通法に基づく特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の基準（案）の概要等について

1 改正及び制定の理由

(1) 福岡県道路交通法施行細則の一部改正関係

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）等が制定され、特定小型原動機付自転車に係る規定が整備されたこと等に伴い、福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を改正するものです。

(2) 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の基準の制定関係

道路交通法の一部を改正する法律等が制定されたことに伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の基準を制定するものです。

2 改正案及び制定案の概要

(1) 福岡県道路交通法施行細則の一部改正関係

ア 故障その他の理由により牽引される原動機付自転車を一般原動機付自転車に改めることとします。（第13条関係）

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項第4号に規定する警察署長の許可を受けなければならない道路を使用する行為のうち、自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験を、先進的な技術を用いる自動運転の公道実証実験に幅広く対応することを可能とする内容に改めることとします。（第22条関係）

ウ その他所要の規定の整理をすることとします。

(2) 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の基準の制定関係

道路交通法に基づく特定小型原動機付自転車運転者講習の受講を命ずる場合における基準に関し、必要な事項を定めることとします。